

「元気な俣野っ子」を育む学校づくりのための基本方針  
(藤沢市立俣野小学校いじめ防止対策基本方針)

2022年(令和4年)4月1日改定

## 1. いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な姿勢

いじめとは、子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいう。(藤沢市子どもをいじめから守る条例第2条)

また、いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」さらに「いじめをああったり、おもしろがったりしている観衆」そして「いじめを見て見ぬふりをしている傍観者」のいじめの四層構造からなっているととらえる。

上記の考え方のもと、本校ではすべての子どもたちが笑顔でかよえる学校・学級づくりを目指し、「いじめを許さない・見過ごさない体制づくりに努める」ことを基本姿勢とする、「元気な俣野っ子」を育む学校づくりのため「いじめ防止基本方針」を策定した。

### 【本校の「いじめ防止に関する基本的な姿勢】

- ① 学校・学級内に「いじめを許さない」「見過ごさない」環境作りに学校全体で取り組む
- ② 児童の発達段階に応じた道徳観・規範意識を身につけられようように教育課程の編制を図る
- ③ 学校と家庭との連携を重視し、児童の小さな変化にも気付きいじめの未然防止に努める
- ④ 学校外での人間関係の把握はPTA・地域との連携により社会全体で見守る体制づくりに努める
- ⑤ 児童会活動を通し児童自ら「いじめ防止」を支援する「元気な俣野っ子」を目指す
- ⑥ 関係機関との適切な連携を図り、情報の共有化や組織的な対応に努める

## 2. いじめ未然防止等に関する取り組み

- (1) 学校・学級に「いじめを決して許さない」「見過ごさない」環境作りへの取り組み  
一人ひとりの「居場所づくり」「絆づくり」をすすめる。

\*互いを認め合う学級づくり

\*気持ちを伝え、話を聞く

\*校内研修や職員会議を通して職員間の共通理解を図り、全職員での見守る

- (2) 互いの活動から「ふれあい」を尊重し温かい人間関係を築く。

- ① 「あいさつ」を大切にする

「元気に、明るく、誰とでも」をモットーにあいさつできる学校づくりに取り組む。

- ② 全校で取り組む栽培活動により、生き物に対する優しさ思いやりを尊重する心を育む  
「五一山」花壇を中心とする栽培活動に全校児童で取り組む。

- ③ 「学びあい」「かかわりあう」授業・学級活動を展開し、体験活動を充実させる

互いを認めあう場面を設定し、互いの良さを発見する中で「学び」「かかわり」を経験させる。

- ④ 校内研究では、各部会で目指す「子ども像」を大切に授業研究を推進する

- (3) 道徳教育・人権教育・体験活動の充実

生命を大切にし、他を思いやる心を様々な学校行事や道徳授業などを年間計画で位置づけ、全ての教育活動を通し身につけさせる。学年の枠を越え、縦の繋がりを大切にしたい異学年交流や道徳教育の充実に努める。

#### (4) 情報モラル教育の推進

ICTを活用した生活の中で、学習機器としてのタブレット等の適切な使用や個が発信した（携帯電話・スマートフォン・を含めたインターネット上での）情報により他を傷つけることを防ぐために、情報モラル教育を充実させ、判断力や行動力を育成する。

#### (5) 学校と家庭との連携強化

学校・家庭の双方向の情報を共有化することは、いじめの早期発見に繋がる。お互いが話し合える・相談できる関係づくりを常に念頭に置き教育活動にあたる。

### 3. いじめ早期発見・早期解決のための取り組み

全ての教職員が児童の様子を見守り、日頃からの児童の変化に気付く教育環境を推進する。また、児童・保護者が常に「困ったことがあったら学校へ相談しよう」という信頼関係を大切にした学校づくりに努める。本校は小規模校である。児童支援担当教諭を中心に教職員の連携を大きな柱とし、報告・連絡・相談の機能を活かした校内体制や対応の充実に努める。さらに学校評価にあたってはいじめの防止等の取り組みを視点として位置づける。

#### (1) いじめ早期発見のための取り組み

##### ① 「学校生活アンケート」（全児童対象） 年3回実施・・・6月、10月、1月

実施後は、各クラスで状況を確認。その後学年で、結果を分析し、対応について話し合う。俣野小学校生活問題対策委員会でも実施内容の報告を行う。必要に応じて、対策を講じる。

##### ② 学級だけでなく、学年組織で、個人面談・家庭訪問等で児童の悩み・人間関係の把握を行い「元気なまたのっ子」の育成を目指す。

##### ③ 校内の支援・相談体制の充実

児童・保護者が気軽に相談できる校内体制づくりに努める。

\* 児童支援担当教諭を中心に電話や来校の相談に対応し、組織的に支援や指導にあたる

\* 児童理解会議、支援教育校内委員会（月1回）や児童指導会議（学期1回）を活用し、情報の共有や児童理解、よりよい指導・支援のPDCAに努める

\* 「俣野小学校生活問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止・いじめ早期発見および対処等に関する措置を実効的に行うため、「俣野小学校生活問題対策委員会」を組織する。

構成メンバー 校長・教頭・児童支援担当教諭・各学年代表・養護教諭・スクールカウンセラー・学級担任

いじめ防止担当スクールカウンセラー、スクールロイヤー、SSW、藤沢市学校問題解決支援チーム、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会など必要に応じて外部専門機関関係者の参加を要請する。

\* 藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤルなどとの連携

##### ④ 地域からも情報を提供してもらえ体制や関係づくり

\*「おはようボランティアさんとの連絡会」

\*民生・児童委員、児童クラブ、子どもの家等との情報交換や共通理解

\*日頃からの地域の方との会話を大切に、連絡し合える関係を大切にする

\*学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、地域ぐるみで課題を解決する体制づくりを目指す

(2) いじめ早期解決のための取り組み

① 教職員の気づき（担任・学年・連学年・委員会活動・クラブ活動等の場面）

事実の確認・状況把握・対策を検討するために組織で対応する。また、対応について記録する。

② 保護者の気づき（日頃から保護者におかしいと思ったらすぐ連絡や相談をしてもらう。）

③ 俣野小学校生活問題対策委員会の開催（年3回及び有事）

A、いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じる

B、いじめを受けた児童・保護者の保護、支援、対応方針の決定といじめを行った児童への指導及び支援、対応方針の決定

いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童の学習権に十分に配慮した上で、いじめた児童に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じる。

C、クラス児童への指導・支援（学級会活動を活かし、クラス全体の問題意識として高める）、保護者への情報提供

D、法第23条6項により、犯罪行為として取り扱われる事案に関しては、教育委員会及び警察署等と連携を図り対処する

E、解決後にも、家庭との連携し、同じ事を繰り返さないという意識を持って全職員で注意深く教育活動にあたる

(3) 重大事態への対処

①いじめにより児童の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより長期間欠席をすることを余儀なくさせている疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告をする。

②教育委員会が調査を実施している間も学校は、いじめを受けた児童の心情に寄り添い支援を行う

③いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供をし、説明を行う。

**\*この基本方針は、2014年（平成26年）4月1日より適用する。**

2018年（平成30年）4月1日改定

2020年（令和2年）4月1日改定

2022年（令和4年）4月1日改定